

調査申入書

前略

私たちは税金の無駄、違法支出を監視する市民グループです。貴チームが今般名古屋市役所内で発覚した公金の違法な支出（いわゆる裏金づくり）の現地調査をされる、とのことから、公正かつ適切な調査の実施を求め、本申し入れを致します。

記

1 平成13年以前も裏金づくりがあったと考えるのが常識

名古屋市の発表によると、裏金は平成13年度からつくられるようになった、とされています。しかしその一方で、80年代から裏金はつくっていた、との本庁会計室出納課元係長の発言を報道した新聞社もありました。

私たちも平成13年（2001年）ころになって初めて裏金がつくられるようになった、との発表に対しては大きな違和感を持たざるを得ません。

全国市民オンブズマン連絡会議が税金の違法支出の全国一斉調査を初めて行ったのは、95年4月のことです。これにより、95年には官官接待が、96年にはカラ出張、カラ飲食の事実が、それぞれ全国の自治体で発覚しました。これらの事例で共通する点は、違法支出は情報公開がなされないところで発生することです。そもそも96年ころまでの自治体の情報公開の運用で、出張者の氏名や懇談会の出席者を全面公開していた自治体は全国市民オンブズマン連絡会議の調査では都道府県では2県、政令市ではありませんでした。裏金はこういった非公開による「闇」を利用してつくられていたのです。

ところが全国市民オンブズマン連絡会議が情報公開度ランキングを発表するようになった97年以降、変化が見られます。情報公開度は徐々に好転し、1999年（平成11年）3月発表の第3回ランキングでは、全国27の都道府県と2政令市が懇談会出席者名を、40の都道府県と12政令市が出張者名を公開するようになっています。一方この間の名古屋市はというと、第3回ランキングで懇談会出席者名の一部しか公開しないことなどから政令指定市中の最下位、2000年発表の第4回ランキングで7

位と低迷していましたが、2001年3月発表の第5回ランキングでは政令市中2位に情報の公開度が上がっています。また、2000年7月に改正された名古屋市情報公開条例も2001年6月から施行されたことをみると、2001年（平成13年）という年は名古屋市の情報公開度が大きく改善された年ということになります。

こうして見てみると、名古屋市においてそれ以前と比較して情報公開度が飛躍的に上昇した平成13年度から、名古屋市で裏金づくりが始まった、などという説明は他の自治体の例からみてもおよそ想定し得ないことです。これが事実であるとすれば、少なくとも社会的に見て極めて特異な現象だと言わざるを得ません。むしろ今回の発表は、2000年（平成12年）の情報公開条例の改正をきっかけとして裏金づくりの「悪しき慣習」の根絶がはかられたものの、かかる「根絶命令」が行き届かなかった区役所や本庁の一部での裏金づくりを取り上げている、いわば氷山の一角のみを取り上げているに過ぎないと考えざるを得ません。

2 本庁での組織的な裏金づくりの実態にメスを

先に述べたように、95年秋から官官接待や裏金づくりの調査を始めた私たちは、94年に名古屋市財政局財政部財政課が食糧費を用いて行った懇談会への支出に関する住民監査請求を、95年10月に提起しました。これについて同年12月1日付の監査決定では、監査対象となった27件の支出中22件の請求書については名古屋市職員が日付を書き直したり、日付を記入していた事実、6件の請求書は名古屋市職員が書き換えていた事実が認定されています。

しかし、上記監査で指摘されているように、請求書に不備がある場合には、改めて請求書の交付を求めるのが常識であり、そうしなければならない筈です。仮に緊急避難的に請求書の書き換えをする必要が生じたとしても、それはごく少数のはずで、短期間内に行われた飲食にこれほど多くの請求書の書き換えをする必要はないはずです。

今回、裏金づくりの手段としてカラ雇用が報道されていますが、カラ雇用による裏金づくりは請求書などの支出資料を職員が自作しないことには不可能です。しかし、こういった請求関連資料を職員が自作し、あたかも適切な支出がなされたかの外形をとって公費が引き出され、裏金に充てら

れていた、という事実はカラ雇用に限定されないはずです。かかる観点からみれば、まずは財務局における請求書改ざんの例は、財務局で裏金を作られていたことを示す有力な状況証拠です。もし、貴委員会が真剣に裏金づくりの調査をされる意思をお持ちであれば、まずは財務局における請求書の自作の事実を端緒として、本庁内での裏金づくりの調査をされるべきです。

3 調査申し入れ

以上の根拠から私たちは貴委員会に対し、(1) 平成12年以前に遡った調査をすること、(2) 財務局で明らかになった請求書の手書き問題を再調査のうち、かかる行為が名古屋市役所内の他の部局でもなされていたのではないかと、なされていたとすれば、それぞれどの部局で、いつまでそのような取扱がなされていたかを解明すること (3) 請求書などの書き換えが行われていた場合に、その理由を具体的に調査すること、
の3点とともに、これらの調査結果の迅速な開示を求めるものです。

2007年(平成19年)11月12日

不適正な会計処理に係る内部調査チーム
リーダー 因田副市長 殿

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実

本申入れのお問い合わせ先
名古屋市中区丸の内3丁目6番41号 リブビル6階
電話 052-953-8052 FAX052-953-8050
名古屋市民オンブズマン事務局(担当:新海、内田)